

# B.M.S.S NEWS

Building Maintenance Seijyo Sangyo

2017年  
6月号

発行：株式会社静城産業

## あなたが管理する 建物は大丈夫!?



「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)において、大勢の人が過ごす建物では建築物の維持管理に関して、環境衛生上必要な事項が定められています。

### ■ どんな建物が対象になるの？

- ・ 建築基準法で定義された特定建築物
- ・ 大勢の人が過ごす建物で、面積が3,000㎡以上(学校は8,000㎡以上)で、以下の用途に使用される建物。

#### 対象となる 建物

興行場(映画館、劇場など)、百貨店、集会場(公民館、結婚式場、市民ホール)、図書館、博物館、美術館、遊技場(ボーリング場など)、店舗または事務所、学校(研修所を含む)、旅館、ホテルなど

### ■ 誰が管理すればいいの？

「建築物環境衛生管理技術者(通称ビル管理技術者)」の選任が必要です。ビル管理技術者は国家資格で、2年以上のビルの管理実務経験がなければ受験資格がありません。また、実務経験に加え電気やボイラーなどの資格取得が必要になります。

### ■ 建築物環境衛生管理技術者はどんなことをするの？

- ・ 空調設備管理
- ・ 給水設備管理(貯水槽、排水槽など)
- ・ ボイラー設備や電気設備の清掃、廃棄物処理の監督
- ・ ネズミなどの害獣・害虫の駆除、防除作業など



上記は一例で、建築物環境衛生管理技術者はビル全体の設備管理、監督を行います。

**静城産業には経験豊かなビル管理技術者が在籍しています。  
確かな知識と技術でビル管理を行います。お気軽にご相談ください!**



総合ビル管理業

**株式会社 静城産業**

〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉 2415-1  
TEL: 055-934-0331(代) FAX: 055-934-0332

静城産業ホームページ <http://bmseijyo.com>